

事務連絡
平成19年7月23日

各都道府県介護保険主管課（室）御中

厚生労働省老健局計画課
振興課
老人保健課

国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成19年法律第110号）における介護保険法の一部改正について

今般、国民年金事業等の運営の改善を図る観点から、社会保険に密接に関わる事業者である介護サービス事業者の社会保険料等の自主的な納付を促進する仕組みとして、別紙のとおり、長期間にわたって自主的な納付がない場合には、当該事業者等の指定等又は更新を認めないこととしたことについて、介護保険法の一部を改正する「国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成19年法律第110号）」が平成19年7月9日付けで公布されましたので、別添のとおり送付いたします。

〈照会先〉

厚生労働省老健局振興課法令係	TEL 03-5253-1111 (内線3937)
計画課企画法令係	TEL 03-5353-1111 (内線3971)
老人保健課企画法令係	TEL 03-5253-1111 (内線3949)

国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成19年法律第110号）における介護保険法の一部改正の概要

1 改正の概要

国民年金事業等の運営の改善のため、社会保険に密接に関わる事業者等（保険医療機関・保険薬局・指定訪問看護事業者、介護サービス事業者及び社会保険労務士）による社会保険料等の自主的な納付を促進する仕組みとして、長期間にわたって自主的な納付がない場合には、当該事業者等の指定等又は更新を認めないこととするもの。

2 具体的な改正内容

介護保険法における介護サービス事業者の指定及び許可の欠格事由として、指定等の申請者等が社会保険料等について、当該申請をした日の前日までに滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以後に納付期限の到来した社会保険料等のすべてを引き続き滞納していることを追加することとしたもの。

（介護保険法第70条第2項等）

3 施行日

平成21年4月1日（一部については平成24年4月1日）



(号外)
独立行政法人國立印刷局

本号で公布された
法令のあらま

については、適用しないこととした。
当該不動産については、用途その他の
利用の現況を收支報告書に記載しなは
ならないこととした。

〔二〕 2005年から正規と准正規雇用の規定
は、平成10年の収入及び支出による取扱報
告書から適用することとした。
〔三〕 この法律は、一部の規定を除き、平成10
年1月1日から施行することとした。

一 國家公務員法の一部改正案

内閣府に、官民人材交流センターを置き、内閣総理大臣から事務の委任を受けて、職員

民の人才培养の円滑な実施のための支援を行うこととした。(第一八条の五)第一八条の七

2 本院監視委員会は、本院監視等監視委員会を置き、
工 その専門性にて、本院監視等監視委員会を置き、

内閣総理大臣から規制の委任を受け、離職後の就職に関する規制に係る調査や、当該規制の適用除外に係る承認等の事務をつかま

たとするものとした。(第一八条の二)
再就職等監視委員会は、委員会の四及び第一〇六条の五関係

四人をもつて組織し、委員長及び委員は、役職員（検察官等を除く。）としての前歴を有しない者のうちから、両議院の同意を得て選出する。

て、内閣総理大臣が任命するものとした。
(第一〇六条の七及び第一〇六条の八関係)

置き、離職後の就職に関する規制に係る調査や当該規制の適用除外に係る承認等を行

わせることとした。(第一〇六条の一四閲係)

11 任意加入の申出を行おうとする者は、口座振替納付を希望する旨又は口座振替納付によらない正当な事由がある旨の申出を社会保険庁長官に対してしなければならないこととした。(附則第五条関係)

二 厚生年金保険法の一部改正関係

1 損社施設規定を廃止するとともに、政府は、厚生年金保険事業の円滑な実施を図るため、厚生年金保険に関し、教育及び広報等の事業を行うことができるとした。(第七九条関係)

2 被保険者に関する原簿の記録事項に基礎年金番号を追加することとした。(第一一八条関係)

3 厚生労働大臣が住民票の記載等に係る本人確認情報の提供を受けることができる受給権者の死亡について、戸籍法の規定による当該受給権者の死亡の届出義務者はその旨を厚生労働大臣に届け出ることを要しないこととした。(第九八条関係)

三 特別会計に関する法律の一部改正関係

4 国民健康保険法の一部改正関係

市町村は、被保険者証等の有効期間を定めることができることとする。国民健康保険の保険料等を滞納している世帯主(市町村が被保険者証の返還を求めるものとされる者を除く。)又は国民年金保険料を滞納している世帯主(当該世帯に属する国民年金の被保険者に係る要件に該当するものと認め、その旨を通知した者に限る。等の被保険者証については、特別の有効期間を定めることができることとした。

(第九条関係)

五 住民基本台帳法の一部改正関係

社会保険庁長官は、厚生年金保険の受給権者が本人確認情報の提供を受けることができる社会保険庁の事務として、政府健康保険、厚

生年金保険、国民年金等の被保険者に係る届出に係る事務を追加することとした。(別表第一関係)

六 労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正関係

労働保険料の概算保険料の申告納付期限を当該保険年度の六月一日から四〇日以内とし、確定保険料の申告納付期限を次の保険年度の六月一日から四〇日以内とした。(第一五一条関係)

七 健康保険法、社会保険労務士法及び介護保険法の一部改正関係

保健医療機関等の指定の欠格事由、社会保険労務士の登録拒否事由及び指定居宅サービス事業者等の指定等の欠格事由に、病院等の開設者及び指定等の申請者等が、社会保険料等について、当該申請をした日の前日までに滞納分を受け、かつ、当該処分を受けた日から当該事由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納定期限の到来した社会保険料等のすべてを引き続き滞納していることを追加することとした。(健康保険法第六五条、社会保険労務士法第一四条の七及び介護保険法第七〇条等関係)

八 附則

1 政府は、施行後五年を目途として、この法律による改正後の国民年金法等の規定に基づく規制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずることとした。(附則第一条関係)

2 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、平成一〇年四月一日から施行することとした。

1 時効の特例に関する経過措置

一 及び二は、この法律の施行の日前に年金記録の訂正がなされた場合における当該訂正に係る年金について準用することとした。(附則第二条関係)

2 厚生年金保険法の一部改正等

支払期月ごとに支払われる年金の支給を受ける権利に係る時効の扱いについては、会計法第三一条の規定を適用せず、援用を要するものとした。(附則第三条関係)

3 基本方針

国土交通大臣は、住宅確保要配慮者に対する対する賃貸住宅の供給の促進を図るために、必要な施策を講ずるよう努めなければならないとした。(第三三条関係)

4 公的賃貸住宅の供給の促進

国土及び地方公共団体は、所得の状況、心身の状況、世帯構成等の住宅確保要配慮者の事情を勘案し、既存の公的賃貸住宅の有効活用を図りつつ、公的賃貸住宅の適切な供給の促進に關するものとした。(附則第五条関係)

第二百九十九条に次の「項を加える。

厚生労働大臣は、第六十三条第三項第一号又は第八十八条第一項の指定に關し必要があると認めたときは、当該指定に係る開設者若しくは管理者又は申請者の社会保険料の納付状況につき、当該社会保険料を徴収する者に対し、必要な書類の閲覧又は資料の提供を求めることができる。

附則に次の「項を加える。

(郵政会社等に関する経過措置)
第八条 国家公務員共済組合法別第一十一条の三第一項に規定する郵政会社等が保険医療機関、保険薬局又は指定訪問看護事業者の指定の申請を行つ場合におけるこの法律の適用については、次

の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第六十五条第三項 高齢者の医療の確保に関する法律 第五号	高齢者の医療の確保に関する法律 第五号
第七十条第一項 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)	国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)

(社会保険労務士法の一部改正)

第二百一十二条 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第三百四十二条中第三項第四号を「第三項の次に次の「号を加える。」

三 労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)、健康保険法(大正十一年法律第七十号)、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百五十五号)、国民健康保険法(昭和三十二年法律第百九十二号)、国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)又は介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)の定めるところにより納付義務を負う保険料(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定による国民健康保険税を含む。以下この号及び第二十九条において「保険料」という。)について、第十四条の五の規定による登録の申請をした日の前日までに、これらの法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料のすべて(当該処分を受けた者が、当該処分に係る保険料の納付義務を負うことと定められた法律によつて納付義務を負う保険料に限る。)を引き続き滞納している者

第二百一十九条を次のように改める。

(資料の提供)
第二百一十九条 通常は、第十四条の二第一項の規定による登録に關し必要があると認めるときは、当該登録を受けようとする者の保険料の納付状況につき、当該保険料を徴収する者に対し、必要な書類の閲覧又は資料の提供を求めることができる。

第二百一十九条に次の「項を加える。

九 この法律(社会保険各法)とは、次に掲げる法律をさす。

- 一 第六項各号(第四項を除く。)に掲げる法律
- 二 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第二百十五号)
- 三 國民年金法(昭和三十四年法律第二百四十一号)

第七十条第一項第五号の次に次の「号を加える。

五の二 申請者が、社会保険各法の定めるところにより納付義務を負う保険料、負担金又は掛金(地方税法の規定による国民健康保険税を含む。以下この号、第九十四条第三項第五号の二、第七十条第三項第四号の二、第一百五十五条の二第一項第五号の二及び第二百三十三条第一項において「保険料等」といふ。)について、当該申請をした日の前日までに、これららの法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正當な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等のすべて(当該処分を受けた者が、当該処分に係る保険料等の納付義務を負うことと定める法律によつて納付義務を負う保険料等に限る。第七十九条第一項第四号の二、第一百五十五条の二第一項第五号の二及び第二百五十五条の二第一項第四号の二において同じ。)を引き続き滞納している者であるとき。

第七十条第一項第六号中「第五節」の下に「及び第二百二十二条第二項」を加える。

第七十七条第三項第一項第一号中「第十号」の下に「(第五号等)に該当する者であるときを除く。」を加える。

第七十八条の二第四項第五号の次に次の「号を加える。

八 この法律、船員保険法、国民健康保険法又は国民年金法の定めるところにより納付義務を負う保険料(地方税法の規定による国民健康保険税を含む。以下このハ、第七十九条第一項第八号ハ、第八十六条第二項第七号ハ、第一百五十五条の二第一項第九号ハ及び第一百五十五条の二第一項第八号ハにおいて「保険料等」という。)について、当該申請をした日の前日までに、これららの法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正當な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等のすべて(当該処分を受けた者が、当該処分に係る保険料等の納付義務を負うことと定める法律によつて納付義務を負う保険料等に限る。第七十九条第一項第四号の二、第一百五十五条の二第一項第五号の二及び第二百五十五条の二第一項第四号の二において同じ。)を引き続き滞納している者であるとき。

第七十八条の二第四項第九号中二を「ホ」とし、ハを「ニ」とし、ロの次に次のように加える。

ハ この法律、船員保険法、国民健康保険法又は国民年金法の定めるところにより納付義務を

負う保険料(地方税法の規定による国民健康保険税を含む。以下このハ、第七十九条第一項第八号ハ、第八十六条第二項第七号ハ、第一百五十五条の二第一項第九号ハ及び第一百五十五条の二第一項第八号ハにおいて「保険料等」という。)について、当該申請をした日の前日までに、これららの法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正當な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等のすべて(当該処分を受けた者が、当該処分に係る保険料等の納付義務を負うことと定める法律によつて納付義務を負う保険料等に限る。第七十九条第一項第八号ハ、第八十六条第二項第七号ハ、第一百五十五条の二第一項第九号ハ及び第二百五十五条の二第一項第八号ハにおいて同じ。)を引き続き滞納している者であるとき。

第七十八条の二第一項中「第九号」の下に「(ハに該当する者があるときを除く。)」を加える。

第七十九条第二項第四号の次に次の「号を加える。

四の二 申請者が、保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正當な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等のすべてを引き続き滞納している者であるとき。

第七十九条第一項第八号中二をホとし、ハをニとし、口の次に次のように加える。

第七十九条第一項第八号中二をホとし、ハを二とし、ロの次に次のように加える。
ハ 保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づ

第一百五十三条の十一第一項第九号中「を示し、ハを二とし」、口の次に次のよう^ハに加える。
ハ 保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定

ハ、保険料等について、当該申請をした日の前日までに

、口の次に次のように加える。

当該区分を受けた日以降に保険料の支拂いが二回以上ある者は、第八十四条第一項第三号中の「第八号」の下に「(ハ)に該当する者があるときは除く。」を加える。

く漸納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から止
当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等
第百五十五条の十七第一号中「第九号」の下に「ハに該當
第一百五十五条の二十第一項第四号の次に次の二号を加える。

「當な理由なく二回以上の期間にわたり、
そのすべてを引き続き滞納している者
ある者があるときを除く。」を加える。

金保険法の定めるところにより納付義務を負う保険料、負担金又は掛金について、当該申請をした日の前日までに、これらの法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料、負担金又は掛金のすべて（当該処分を受けた者が、当該処分に係る保険料、負担金又は掛金の納付義務を負うことと定める法律によって納付義務を負う保険料、負担金又は掛金に限る）を引き続き滞納している者であるとき。

第八十六条第一項第七号中二をホとし、ハを二とし、ロの次に次のように加える。

ハ 保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づ

四の二 申請者が、保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等のすべてを引き続き滞納している者であるとき。

第一百五十五条の二十第一項第八号中二をホとし、ハを二とし、ロの次に次のように加える。

八 保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、

く滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく二月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等のすべてを引き続き滞納している者。第九十二条第一項第一号中「第七号」の下に「(ハ)に該当する者があるときを除く。」を加える。第九十四条第三項第五号の次に次の二項を加える。

~~第三百五十九条の二第十一号中「第八号」の下に「ハに該当する者があるときを除く。」を加える。~~

の規定に基づく納期処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正當な理由なく二月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等のすべてを引き続き滞納している者であるとき。

第四百四十七条第一項第一号中「第十号」及び「第十一号」の下に「(第五号)」に該当する者があつてゐることを除く。」を加える。

第四百七条第一項中「(二)の條」の下に「及び第一百三十二条第一項」を加え、同条第二項第四号の次に次の二行を追加。

都道府県知事又は市町村長は、第四十一条第一項本文、第四十二条の二第一項本文、第四十六条第一項、第四十八条第一項第一号若しくは第二号、第五十三条第一項本文、第五十四条の二第一項本文若しくは第五十八条第一項の指定又は第九十四条第一項の許可に關し必要があると認めるとときは、これらの指定又は許可に係る申請者若しくはその役員等若しくは開設者若しくはその役員又は病院等若しくは療養病床病院等の管理者、特別養護老人ホームの長若しくは同条第三項第一号に規定する使用者の保険料等の納付状況につき、当該保険料等を徵収する者に対し、必要な査定の閲覧又は資料の提供を求めることができる。

（郵政会社等に関する経過措置）

第一回十四条第一項第一号中、「第四節の二に該当する者のあるものであるときを除く。」を、「第一節第一号中、「第四節の二に該当する者のあるときを除く。」」を加える。
第五回十五条の二第一項第五号の次に次の二号を加える。
五の二 申請者が、保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等のすべてを引き続き滞納している者であるとき。

第七条第九項第一号	第六項各号（第四号を除く）	第六項各号
第五号の二 第四項 船員保険法	船員保険法、国家公務員共済組合法	

五百一十五条の十一第一項第五号の次に次の二項を加える。
五の二 申請者が、保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三ヶ月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納定期限の到来した保険料等のすべてを引き続き滞納している者であるとき。

「十四条 介護保険法の一部を次のよう改定する。
第七十条第一項第五号の二中「第六百七条第三項第四号の二」を削る。
第一回第一項中「若しくは第三回」及び「若しくは療養病床病院等」を削る。
附則第八条中「指定介護療養型医療施設」を削る。」

第七条第九項第一号	第六項名号(第四号を除く。)	第六項名号
第五号の二	船員保険法	船員保険法、国家公務員共済組合法

